

税務調査対応の成功報酬を巡る事件 etc.



# 訴訟にまで発展した 税理士報酬トラブルⅡ

本特集では本誌1083号に引き続き、税理士業務に関する報酬を巡って訴訟にまで発展した最近の東京地裁における事件を2件紹介する。1件目は、税務調査の際に税務署が提示した税額を減少させた場合の成功報酬を巡る事件。納税者側は税理士OBなどの特別な立場の人の特別な対応を念頭に置いていたとして錯誤により契約を取り消すと主張したが、請求は棄却されている。また、2件目は、契約書には明記されていない書面添付などが業務範囲に含まれるか争われた事件。裁判では、契約書には明記がなくてもメール等により書面添付を行う旨が記載されていることから、税理士の業務不履行となっている。



## 税務調査対応で税額を減少させた場合に30%の成功報酬

1件目に紹介する事件は、税務調査において、税務署が提示した税額を減少させた場合、その金額の30%を成功報酬として支払うとした業務委託契約を巡るトラブルである（令和7年12月24日判決、令和6年（ワ）第26781号、令和6年（ワ）第35833号）。

原告の会社は平成29年10月、税理士法人（被告）との間で原告の税務会計顧問業務等を被告に準委任する業務委任契約を締結（契約は更新を重ね、令和6年5月をもって終了）。その後、原告は令和4年7月頃に税務調査を受けたが、その際、原告代表者と被告代表者は、税務調査対応業務に関し、被告の税務署との対応により原告に対して税務署が提示した税額を減少させた場合、その金額の30%を成功報酬として原告が被告に支払う旨の業務委託契約を締結した。なお、税務調査における経緯は表の通りである。

に対し業務委任契約に基づく成功報酬として650万円を支払ったが、契約にかかる意思表示を錯誤により取り消すとともに、契約に基づく被告の報酬請求権は生じていないと主張し、不当利得に基づく返還請求として650万円等の支払いを求めた。一方、被告は、反訴として業務委任契約に基づく未払報酬として、660万円余りの支払いを求めている。

### 特別な立場の人による特別な対応を期待

原告の代表者は、被告代表者の説明により、「特別な立場の人に特別な対応」をしてもらうための契約を締結する意思で、業務委託契約の契約書の記載内容を確認することができないまま、これに署名したが、原告代表者の意思は同契約書の記載内容とは異なると主張。原告代表者は業務委託契約の内容に対応する意思を欠いていたから、これにかかる意思表示の錯誤（民法95条1項2号）により

裁判では、原告の会社は被告の税理士法人と業務委任契約を締結し、被告の税理士法人側は、相

最新号（5月25日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。